

内閣参質二二一九〇号

令和八年七月二十八日

内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議長 関口 昌一 殿

参議院議員羽田次郎君提出陸上自衛隊のUSBメモリのウイルス感染に係る対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員羽田次郎君提出陸上自衛隊のUSBメモリのウイルス感染に係る対応に関する質問に対する答弁書

一について

防衛省陸上自衛隊中部方面総監部において、令和六年四月以降使用していた御指摘の「USBメモリ」にコンピュータ・ウイルスが含まれていることを令和七年二月に確認した事例（以下「本件事例」という。）については、「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン（令和七年度版）」（令和七年七月一日内閣官房国家サイバー統括室策定、令和八年六月十二日一部改定。以下「ガイドライン」という。）の「基本対策事項」に準拠して作成された同省の内部規則（以下単に「内部規則」という。）が遵守されておらず、当該「USBメモリ」の使用に際し、コンピュータ・ウイルスの検査を実施し安全性を確認していなかったことは問題であったと考えている。なお、当該「USBメモリ」の取得までの経緯については、現在、同省において調査を行っているところである。

二について

お尋ねの「新品の段階でウイルスに感染していた可能性があること」については、「新品の段階」の具

体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、本件事例に係る御指摘の「USBメモリ」の取得までの経緯については、現在、防衛省において調査を行っているところである。

お尋ねの「パソコンに導入されたセキュリティソフトの設定で検査対象から外れていたこと」については、その具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、本件事例については、内部規則が遵守されておらず、当該「USBメモリ」の使用に際し、コンピュータ・ウイルスの検査を実施し安全性を確認していなかった。

お尋ねの「ウイルス検知後も調達経路等の原因究明が十分進まなかったこと」については、「調達経路等の原因究明」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、本件事例については、内部規則が遵守されておらず、当該「USBメモリ」の使用に際し、コンピュータ・ウイルスの検査を実施し安全性を確認していなかったことは問題であったと考えており、また、当該「USBメモリ」の取得までの経緯については、現在、同省において調査を行っているところである。

お尋ねの「陸上自衛隊内で周知が徹底されなかったこと」については、当該「USBメモリ」にコンピュータ・ウイルスが含まれていることを確認した令和七年二月、陸上幕僚監部により、本件事例の概要及

びコンピュータ・ウイルスの検査の必要性に関して、陸上自衛隊の部隊等に周知されている。

お尋ねの「長期間使用されたこと」については、「長期間」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、当該「USBメモリ」は、同省陸上自衛隊中部方面総監部において、令和六年四月から令和七年二月まで使用されていたものである。

三について

お尋ねの「周知を徹底しなかった」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、本件事例に係る御指摘の「USBメモリ」にコンピュータ・ウイルスが含まれていることを確認した令和七年二月、陸上幕僚監部により、内部規則に基づき本件事例について陸上幕僚長まで報告が行われており、また、本件事例の概要及びコンピュータ・ウイルスの検査の必要性に関して陸上自衛隊の部隊等に周知されていた。

四について

前段のお尋ねについては、本件事例に係る御指摘の「USBメモリ」の取得までの経緯については、現在、防衛省において調査を行っているところであるが、本件事例については、内部規則が遵守されておらず、当該「USBメモリ」の使用に際し、コンピュータ・ウイルスの検査を実施し安全性を確認していない

かったことは問題であつたと考えており、同省において、その再発防止のため、当該検査の実施を徹底したところである。

また、後段のお尋ねについては、お尋ねの「特に、今後の初動対応の在り方」の具体的に意味するところが明らかではなく、お答えすることは困難である。なお、当該「USBメモリ」にコンピュータ・ウイルスが含まれていることを確認した令和七年二月、陸上幕僚監部により、内部規則に基づき本件事例について陸上幕僚長まで報告が行われており、また、本件事例の概要及びコンピュータ・ウイルスの検査の必要性に関して陸上自衛隊の部隊等に周知されていた。

五について

ガイドラインにおいて、「開発・製造過程において悪意ある機能が組み込まれる懸念が払拭できない機器等、及びサプライチェーン・リスクに係る懸念が払拭できない企業の機器等を調達しないことが求められる。」とされていること等を踏まえ、各府省庁等は御指摘の「記録媒体やUSBメモリなど周辺機器」を含む機器等の調達に係るサイバーセキュリティ対策を定め、これに基づき必要な措置を講ずることとしており、各府省庁等において必要な対応がされていると考えているところ、本件事例に係る御指摘の「U

SBメモリ」の取得までの経緯については、現在、防衛省において調査を行っているところであり、現時点でお尋ねについてお答えすることは困難であるが、いずれにせよ、当該調査の結果を踏まえ、必要な対応を検討してまいりたい。

六について

お尋ねの「周辺機器なども含めた防衛装備品等」及び「調達基準」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、本件事例に係る御指摘の「USBメモリ」の取得までの経緯については、現在、防衛省において調査を行っているところであり、当該調査の結果を踏まえ、必要な対応を検討してまいりたい。

七について

お尋ねの「サイバー危機管理体制」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、ガイドラインにおいて、各府省庁等は「情報セキュリティインシデントの原因を調査するとともに再発防止策を検討し、」「再発防止策を実施するために必要な措置」を講じ、得られた教訓を当該府省庁等において共有することとしているところ、本件事例に係る御指摘の「USBメモリ」の取得までの経緯については、現

在、防衛省において調査を行っているところであり、現時点でお尋ねについてお答えすることは困難であるが、いずれにせよ、当該調査の結果を踏まえ、必要な対応を検討してまいりたい。